第4期(今和6年~今和10年)佐伯市地域福祉(活動)計画の考え方

第4期佐伯市地域福祉計画

スライド1



進捗報告

各個別計画に関する部分を除外するが、地域福祉計画と関連の深いものは掲載します。

が 61 も 計 子 育て支援事業計画 祉 障 計 が 康づ 6) < 祉 計 1) 画 計 画 が 61 業 計 も 画 計 計 画

情報提供

地域福祉(活動)計画策定委員会(旧推進協議会)

≪課題≫

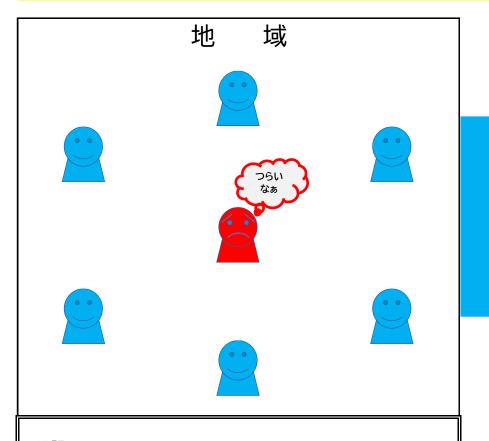
- ◆ 情報量が多すぎて、地域福祉計画として検討 すべきものがわかりにくい。
- ◆ 各個別計画に係る委員会等で進捗管理されている課題や事業が多く、意見を出しにくい。

地域福祉(活動)計画策定委員会

≪基本方針≫

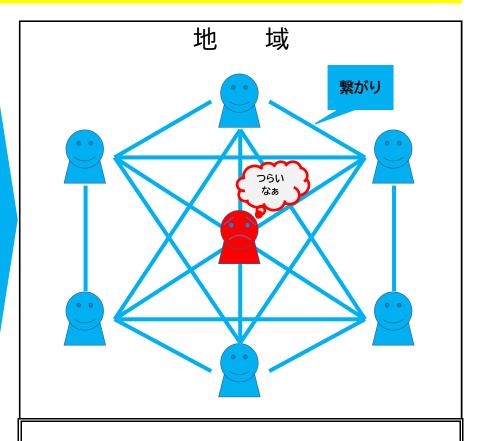
- ◇ 各個別計画の進捗状況は委員会内で共有。
- ◇ 策定委員会で進捗管理するのは、<u>地域福祉(活動)計画で取り組むべき課題(上図のオレンジ色の部分)</u>を中心に行う。

[基本方針1] 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進 〈地域づくり支援〉



≪課題≫

◆ 人口減少により、人と人の距離が離れることで、困っている (課題を抱えている)住民を把握しきれずに、必要な支援につなが らない。



≪基本方針≫

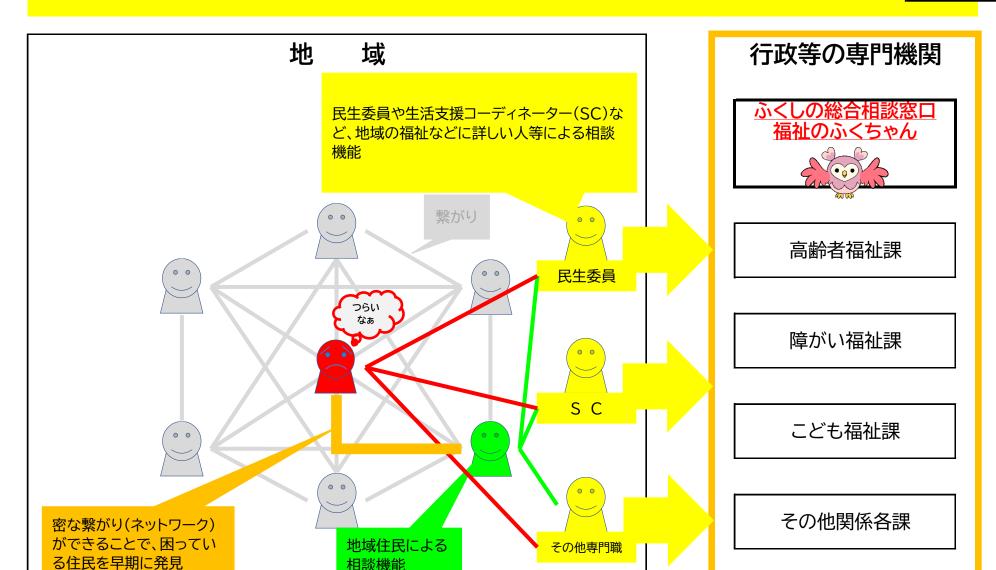
◇ 顔の見える関係づくりを通して、ゆるやかな情報共有ができている地域になることで、困っている(課題を抱えている)住民を、漏れなく、早期に発見できる地域をづくりを目指します。

~上記地域づくりのために推進する取組~

①地域コミュニティの取組み(担当:コミュニティ創生課) ②生活支援体制整備事業(担当:高齢者福祉課/社協に委託)

〈相談支援〉

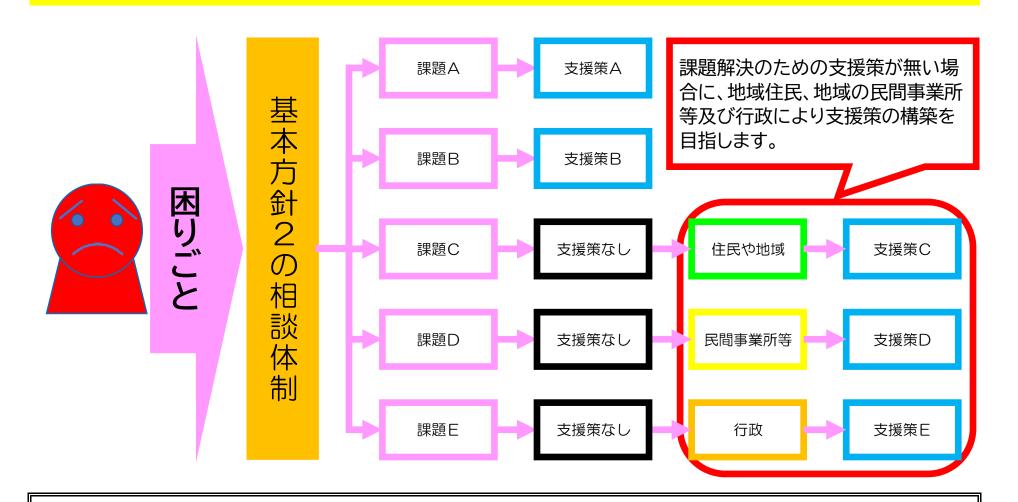
[基本方針2] 「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進



≪基本方針≫

◇ ゆるやかな情報共有(ネットワーク)が出来ている地域により、困っている住民を発見した場合、「地域住民による相談機能」、「地域内の福祉に詳しい住民や事業所などによる相談機能」、「行政等の専門機関による相談機能」といった3層による相談機能を整備することで相談しやすい体制を整備し、地域で解決できる課題は解決し、地域では解決が困難な課題を行政等専門機関に繋げるといった、効率的な相談支援体制の構築を目指します。

[基本方針3] 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進 〈参加支援〉



≪基本方針≫

◇ 地域のネットワークにより課題を抱えた住民が早期に発見され、住民の相談機能、地域の専門職等による相談機能、行政等専門機関の相談窓口により、1つの大きな「困りごと」から複数の解決すべき課題(A~E)に分けられ、それらの課題を解決しうる支援策へと繋ぎますが、繋ぎ先の無い課題(C~E)については、地域住民、地域の民間事業所等及び行政により支援策の構築を行う仕組みづくりを行います。 ※そのための会議体は別紙参照

